

令和3年度（2021年度）人権教育取組の方向

熊本県教育委員会

「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえて、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を総合的かつ計画的に推進する。

《重点努力事項》

- 1 就学前・学校教育の充実 ～人権尊重の精神に立った学校（園）づくり～
教育の根幹に人権教育を据え、幼児児童生徒にしっかりと寄り添い、一人一人を大切に
にした教育を推進する。
推進に当たっては、言語環境を含む学習環境の整備に努め、教育の中立性を確保し、
個人情報取り扱いに配慮する。

(1) 推進体制の機能強化と研修の充実

- ア 校長（園長）がリーダーシップを発揮するとともに、人権教育主任を中心とした
効果的な役割分担により、人権教育を組織的に推進する。
- イ 教職員一人一人が教育の果たす役割と職責の重要性を強く自覚するとともに、幼
児児童生徒への愛情や教育への使命感を抱きながら、常に指導者として人権感覚を
磨くよう努める。
- ウ 教職員一人一人が人権の意義や内容・重要性を理解するとともに、同和問題（部
落差別）をはじめとする様々な人権問題についての基本的認識を深め、実践的な指
導力を高めるよう、計画的に研修を行う。

(2) 指導方法等の工夫・改善

- ア 幼児児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高めるとともに、自他の人権
を守る実践的な行動力を育むために、指導方法等の工夫・改善を図る。
なお、指導に当たっては、「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第三次と
りまとめ〕」や人権教育推進資料等の活用を図る。
- イ 学校間及び学校と家庭・地域、関係機関等との連携・協力を図り、全ての幼児児
童生徒の自己実現のために、確かな学力の育成と進路指導の充実に取り組みととも
に、学校の人権教育の取組に関する情報を保護者や地域に対して積極的に発信する。

2 社会教育の充実 ～人権尊重のまちづくり～

学校・家庭・地域の連携・協働を通して、地域の実情に即した人権教育を推進し、学
校での人権教育を肯定的に受容できる家庭・地域の基盤づくりを行う。

(1) 学習機会の充実

互いの人権を尊重する豊かな人権感覚を養うために、社会教育施設等での学級・講
座の開設や体験・交流活動など、多様な学習機会を提供するとともに、効果的な手法
の工夫・改善を図る。

(2) 指導者の養成

人権問題に関する深い認識と実践力を持った指導者を養成するとともに、推進役と
しての活動の場を設けるなど、指導体制の充実を図る。